

嬉野市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

嬉野市長

嬉野市条例第15号

嬉野市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内における太陽光発電設備の設置、維持管理等に関し必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 太陽光発電事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 太陽光発電設備の設置（設置に伴う木竹の伐採、土地の造成、盛土その他土地の区画形質の変更を含む。以下同じ。）を行う事業
 - イ 太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備の存する事業区域の維持管理を行う事業
 - ウ 太陽光発電設備による電気の発電及び供給を行う事業
- (3) 事業者 太陽光発電事業を行う者及び当該太陽光発電事業の用に供する太陽光発電設備の存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (4) 発電事業者 第2号ウに規定する事業を行う者又は行う予定である者をいう。
- (5) 事業区域 太陽光発電事業を行う一団の土地（同一の事業者が、同時期又は近接した時期に太陽光発電事業を行う場合においては、隣接した土地、近接した土地又は道路若しくは水路で分断された土地を含む。）の区域をいう。
- (6) 行政区 嬉野市行政区設置規則（平成18年嬉野市規則第5号）第2条に定める区域をいう。
- (7) 近隣住民等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 事業区域の境界から50メートル以内の区域に存する土地の所有者、占有者又は管理者

- イ アに規定する土地に建築された建物の所有者、居住者又は管理者
- ウ アに規定する区域を含む地域の居住者をもって構成する行政区の代表者
- エ アからウまでに掲げる者のほか、太陽光発電事業の実施に伴い生活環境、事業活動等に影響を受けると認められる者であつて規則で定めるもの

(適用除外)

第3条 この条例の規定は、太陽光発電事業のうち次に掲げる太陽光発電設備により行うものには適用しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物又はこれに附属する構築物の屋根、壁面又は屋上に設置する太陽光発電設備
- (2) 発電出力の合計が10キロワット未満の太陽光発電設備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める太陽光発電設備

(市の責務)

第4条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 事業者は、市及び近隣住民等との良好な関係の維持に努めなければならない。
- 3 事業者は、第1条に規定する目的を達成するため、事業区域を適正に管理しなければならない。
- 4 事業者は、太陽光発電事業の実施に係る事故が発生し、苦情を受け、若しくは紛争が生じたとき又は太陽光発電事業の実施により事業区域の周辺における生活環境に影響を及ぼすこととなったときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

(抑制区域)

第7条 太陽光発電事業の実施において、特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し抑制区域を事業区域に含めないよう求めることができるものとする。

(遵守事項)

第8条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たっては、この条例に定めるもののほか、太陽光発電設備の設置、維持管理等に関し規則で定める事項を遵守しなければならない。

(事業計画の作成)

第9条 発電事業者は、太陽光発電事業を実施しようとするときは、事業区域の面積、発電出力、災害の発生の防止に関する事項その他の規則で定める事項を記載した太陽光発電事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成しなければならない。

(事前協議)

第10条 発電事業者は、規則で定めるところにより、事業計画の内容に関し市長に協議（以下「事前協議」という。）を申し出なければならない。

- 2 市長は、事前協議の申出があったときは、事業計画の内容に関し、発電事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。
- 3 市長は、事前協議の申出のあった事業計画に記載されている事項のうち規則で定めるものについて、公表するものとする。
- 4 市長は、事前協議の申出のあった事業計画が、他の市町村の区域における災害の発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全に影響を及ぼすおそれ又は法令に違反するおそれがあると認められるときは、関係する行政機関の長に、その旨を通知し、又は通報するとともに、意見を求めることができる。
- 5 市長は、事前協議が調ったときは、発電事業者に対しその旨を通知するものとする。

(建設予定標識の設置)

第11条 発電事業者は、前条第1項の規定による申出後、速やかに、事業区域内の公道に面した場所であって、公衆の見やすいところに、規則で定める標識を設置しなければならない。

- 2 発電事業者は、前項の標識に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに変更を行った標識を設置しなければならない。
- 3 発電事業者は、第1項の標識を設置したとき又はその内容を変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催)

第12条 発電事業者は、事前協議が調った後、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、事業計画の内容を周知するための説明会（以下この条及び次条において「説明会」という。）を開催しなければならない。

- 2 発電事業者は、他人に説明会の開催を委任し、又は代理させてはならない。
- 3 発電事業者は、近隣住民等のほか、市内に住所を有する者であつて説明会への参加を希望するものがある場合は、その参加を拒んではならない。
- 4 説明会においては、事業計画の内容を説明する資料を参加者に配布しなければならない。
- 5 発電事業者は、前項に規定する資料を、説明会を開催する日の14日前までに市長に提出するものとする。
- 6 市長は、前項の規定により提出された資料について、その内容を公表するものとする。
- 7 発電事業者は、その責めに帰することができない事由により説明会の開催が困難である場合は、第2条第7号ウに規定する行政区の代表者と協議し、説明会の開催以外の方法により、近隣住民等に対し事業計画の内容を説明することができる。
- 8 発電事業者は、説明会を開催したとき（前項の説明会の開催以外の方法により事業計画の内容を説明したときを含む。）は、出席者、次条第1項の規定により申出のあった意見及び同条第2項に規定する見解等その他市長が必要と認める事項について、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

（意見の申出及び回答）

第13条 近隣住民等は、発電事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。

- 2 発電事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、意見に対する見解、意見を踏まえ行う措置の案等（以下「見解等」という。）を示さなければならぬ。
- 3 発電事業者は、第1項の規定による意見の申出に対し、説明会において見解等を示すことができなかつた場合は、後日、改めて説明会を行い、意見に対する見解等を示さなければならない。この場合においては、前条第2項から第8項までの規定を準用する。

(近隣住民等との協定の締結)

第14条 近隣住民等は、必要に応じて、発電事業者に対し、災害の発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全に関する事項について、協定の締結を求めることができる。

2 発電事業者は、前項の規定により協定の締結を求められたときは、当該協定を締結するものとする。

3 発電事業者は、第1項の協定を締結したときは、協定書の写しを市長に提出するものとする。

(設置の届出等)

第15条 発電事業者は、太陽光発電設備の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手しようとするときは、規則で定める設置届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出（以下「設置届出」という。）は、第13条第1項に規定する意見の全てに対し見解等を示し、かつ、第12条第8項の規定による報告を行った後でなければならない。

3 市長は、設置届出のあった事項のうち、規則で定めるものについて、公表するものとする。

(工事の着手)

第16条 事業者は、設置届出があった日から60日を経過する日より前に、太陽光発電設備の設置工事に着手してはならない。ただし、太陽光発電設備の設置に伴う木竹の伐採、土地の造成、盛土その他土地の区画形質の変更を行う工事であって、関係法令の規定により許認可を受けたものにあっては、この限りでない。

2 事業者は、工事に着手したときは、直ちに、事業区域内の公道に面した場所であって、公衆の見やすいところに、規則で定める標識を設置しなければならない。

(設置届出の変更)

第17条 発電事業者は、設置届出の内容を変更する場合は、軽微な変更をする場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に対し協議を申し出なければならない。

2 第10条第2項から第5項まで、第12条、第13条及び第15条の規定は、前項の規定による協議を行う場合について準用する。

3 事業者は、前項において準用する第15条第1項の規定による届出が行われた

後でなければ、第1項の規定により協議を申し出た設置届出の内容の変更に伴う工事に着手してはならない。

(工事の完了)

第18条 発電事業者は、設置届出を行った太陽光発電設備の設置工事が完了したときは、完了した日から起算して14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに設置届出の内容（前条の規定により当該届出の内容を変更した場合は、変更後の内容。次項において同じ。）のとおりに設置工事が行われたか確認するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による確認により、設置届出の内容のとおりに設置工事が行われていないことを確認した場合は、発電事業者に対し、改修その他必要な措置を行うよう指示をすることができる。
- 4 発電事業者は、前項の指示があった場合は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(工事の中止)

第19条 発電事業者は、設置届出を行った太陽光発電設備の設置工事を中止したときは、中止した日から起算して14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 発電事業者は、太陽光発電設備の一部を設置した後に設置工事を中止する場合は、前項の規定による届出後、太陽光発電設備の撤去及び事業区域における安全対策を速やかに行わなければならない。
- 3 発電事業者は、太陽光発電設備の撤去及び事業区域における安全対策が完了したときは、その旨を速やかに市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による報告があったときは、速やかに当該報告に係る太陽光発電設備の撤去及び事業区域における安全対策の実施を確認するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による確認により、太陽光発電設備の撤去が行われていなこと又は事業区域における安全対策が行われていないことを確認した場合は、発電事業者に対し、是正の指示を行うことができる。
- 6 発電事業者は、前項の指示があった場合は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(設備等の維持管理)

第20条 事業者は、太陽光発電設備及び事業区域内の土地の適正な維持管理を行い、土砂及び雨水の流出、風水害等の災害、騒音等による被害の発生を防止しなければならない。

- 2 発電事業者は、太陽光発電設備の維持管理及び撤去に要する費用を常に確保しなければならない。
- 3 発電事業者は、災害等により太陽光発電設備が損壊したときにおける原状復旧、太陽光発電設備の撤去、第三者への賠償等に係る費用に充てるため、火災保険、地震保険等への加入に努めなければならない。
- 4 発電事業者は、災害等による太陽光発電設備の損壊、事業区域からの土砂及び雨水の流出その他太陽光発電事業の実施を直接又は間接の原因として発生した事由により事業区域の周辺に対し損害を与えた場合又は損害を与えるおそれがある場合には、直ちに損害の状況の確認及び必要な措置を行い、遅滞なく損害の状況及び行った措置について市長に報告しなければならない。
- 5 前項に掲げるもののほか、発電事業者は、事業区域及びその周辺の生活環境に影響が及ぶおそれがあると認めるときは、直ちに必要な策を講じなければならない。
- 6 市長は、事業者に対し、太陽光発電設備の維持管理状況について適宜報告を求めることができる。

(事業の廃止)

第21条 発電事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、廃止する日の60日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 発電事業者は、太陽光発電事業の廃止後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に基づき、当該太陽光発電事業の用に供していた太陽光発電設備の撤去、適正な処分その他必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 3 発電事業者は、前項に規定する措置が完了したときは、完了の日から起算して14日以内にその旨を市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による報告があったときは、速やかに当該報告に係る太陽光発電設備の撤去、適正な処分その他必要な措置の実施を確認するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による確認により、太陽光発電設備の撤去、適正な処分その他必要な措置が講じられていないことを確認した場合は、発電事業者に対し、

是正の指示を行うことができる。

6 発電事業者は、前項の指示があった場合は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(地位の承継)

第22条 発電事業者から事業の譲渡、相続、法人の合併等によりその地位の承継をした者（以下この条において「事業承継者」という。）は、承継があった日から起算して10日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

2 事業承継者は、発電事業者が第14条第1項に規定する事項に関する協定を締結していたときは、当該協定の当事者としての地位を承継し、又は当該協定の内容に準じて太陽光発電設備の維持管理を行うことを、当該協定の当事者である近隣住民等と確認するものとする。

3 事業承継者は、前項の規定による確認を行ったときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(発電事業者の所在が不明である場合等)

第23条 発電事業者の所在が不明である場合又は発電事業者の組織の解散等に伴ってその地位を承継する者がない場合においては、当該発電事業者が行う太陽光発電事業の用に供する太陽光発電設備の存する土地の所有者、占有者又は管理者を発電事業者とみなして、第20条、第21条及び次条から第27条までの規定を適用する。

(報告の徴収等)

第24条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第25条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に事業者の事業所若しくは事務所又は事業区域に立ち入らせ、必要な調査（以下この条において「立入調査」という。）をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 事業者は、正当な理由がある場合を除き、立入調査に協力しなければならない。

(助言、指導及び勧告)

第26条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(1) 発電事業者が事前協議若しくは第17条第1項の規定による協議又は設置届出若しくは同条第2項において準用する第15条第1項、第21条第1項若しくは第22条第1項の規定による届出を行わなかったとき。

(2) 発電事業者が虚偽の事前協議若しくは第17条第1項の規定による協議又は設置届出若しくは同条第2項において準用する第15条第1項、第21条第1項若しくは第22条第1項の規定による届出をしたとき。

(3) 発電事業者が第12条第1項（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による説明会を開催しなかったとき又は第12条第7項（第17条第2項において準用する場合を含む。）に規定する説明会の開催以外の方法による事業計画の内容の説明を実施しなかったとき。

(4) 発電事業者が正当な理由なく第14条第1項の協定の締結を拒んだとき又はその内容を遵守しなかったとき。

(5) 事業者が第16条第1項に規定する日より前に、太陽光発電設備の設置工事（同項ただし書に規定する工事を除く。）に着手したとき。

(6) 事業者が第17条第2項において準用する第15条第1項の規定による届出が行われるより前に、第17条第1項の規定により協議を申し出た設置届出の内容の変更に伴う工事に着手したとき。

(7) 事業者が太陽光発電設備及び事業区域内の土地の適正な維持管理を怠っているとき。

(8) 災害等による太陽光発電設備の損壊、事業区域からの土砂及び雨水の流出その他太陽光発電事業の実施を直接又は間接の原因として発生した事由により事業区域の周辺に対し損害を与えたとき又は損害を与えるおそれがあるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

3 事業者は、第1項の規定による助言若しくは指導又は前項の規定による勧告を受けたときは、必要な措置を講じ、その旨を市長に報告しなければならない。

(公表)

第27条 市長は、事業者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、事業者の氏名及び住所（事業者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該各号に掲げる場合に該当する旨及びその内容を公表することができる。

- (1) 第18条第3項、第19条第5項又は第21条第5項の規定による指示に従わない場合
 - (2) 第24条の規定による報告若しくは資料の提出の求めに応じない場合又は虚偽の報告若しくは資料の提出を行った場合
 - (3) 第25条の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした場合
 - (4) 前条第2項の規定による勧告に従わない場合
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対する理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国又は県への報告)

第28条 市長は、前条第1項の規定による公表後、公表の事実及び公表をした内容を国又は県に報告するものとする。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。
(この条例の施行の日前から行う太陽光発電事業に係る経過措置)
 - 2 第7条から第16条まで及び第20条第4項及び第5項の規定は、この条例の施行の日前にその用に供する太陽光発電設備が設置され、又は設置工事が着手された太陽光発電事業には、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後において当該太陽光発電事業の用に供する太陽光発電設備の増設又は移設をしようとする場合については、第7条の規定を適用する。
 - 3 前項に規定する太陽光発電事業についての第17条第1項及び第3項、第18条第1項から第3項まで並びに第19条第1項の規定の適用については、第17

条第1項及び第3項中「設置届出」とあるのは「太陽光発電事業」と、第18条第1項から第3項まで及び第19条第1項中「設置届出」とあるのは「この条例の施行前に行われた設置届出に相当する手続」と、第18条第2項中「当該届出」とあるのは「当該手続」とする。

(この条例の施行前に行った手続に関する経過措置)

4 この条例の施行前に行われた設置届出に相当する手続であってこの条例の施行の日前1年の間に行われたもの（この条例の施行の際現に当該手続に係る太陽光発電設備の設置工事が着手されていないものに限る。）については、この条例の規定による設置届出とみなす。この場合において、第16条第1項中「60日」とあるのは、「30日」とする。

5 第7条の規定は、前項の規定によりこの条例の規定による設置届出とみなすこととされた手続であって、令和6年2月29日までに行われたものに係る太陽光発電事業には適用しない。ただし、この条例の施行の日以後において当該太陽光発電事業の用に供する太陽光発電設備の増設又は移設をしようとする場合については、第7条の規定を適用する。

(準備行為)

6 太陽光発電事業を行おうとする者は、この条例の施行前においても、第9条から第14条までの規定の例により、設置届出を行うために必要な行為を行うことができる。